

エデュカシオン エ

リベラル

Education et Liberté

第5号 2006年10月8日発行
 東京「日の丸・君が代」強制反対裁判を
 すすめる会 発行責任者：富田 浩康
 連絡先 〒169-0075 東京都新宿区
 高田馬場1-28-7-607 上杉方
 TEL & Fax 03-3204-7477
 e-メール kyouseihantai@yahoo.co.jp
<http://kyouseihantai.cocolog-nifty.com/susumerukai/>

教育に自由の風を吹き込んだ

9・21

東京地裁判決



共同代表 醍醐 聰
(東京大学経済学研究科教授)

被告はショック、原告もびっくり。この光景が国旗・国歌強制予防訴訟に対する9・21東京地裁判決の衝撃の大きさを雄弁に物語っている。9月29日、東京都と都教育委員会はこの判決を不服として東京高裁に控訴したため、裁判はなお続く。しかし、9・21東京地裁判決の画期的内容を教育現場はもとより市民社会にも根付かせていくことが裁判を支援する私たちの務めだと感じる。

東京地裁判決は、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することを強制した都教委通達とそれに基づく校長の職務命令は一方的に一定の理論や観念を生徒に教えることを強制するに等しく、

教育基本法10条1項に定めた「不当な支配」に当たり違法、また、憲法19条が保障する思想良心の自由を侵害するものと判示した。判決のこのくだりを知って私は、一九四八年から一九五三年にかけて中学生および高校生の社会科学教科書として使われた文部省著作『民主主義』の次の一節を思い起こし、戦後民主主義の原点を覚醒させられる思いがした。

「政府が、教育機関を通じて国民の道徳思想をまで一つの型にはめようとするのは、最もよくないことである。今までの日本では、忠君愛国というような『縦の道徳』だけが重んぜられ、あらゆる機会に

それが国民の心に吹き込まれてきた。そのために、日本人には、何よりもたいせつな公民道徳が著しく欠けていた。『……われわれは、日本人をこれまで支配してきた『縦の道徳』の代わりに、責任と信頼とによって人々を結ぶ『横の道徳』を確立していかなければならない。』（渡辺豊・出倉純編集『文部省著作教科書 民主主義』径書房、1995年、293～294ページ。下線は醍醐が追加）

いま、政府・与党が教育基本法を改悪して目論んでいる目標の一つは、半世紀以上前の文部省教科書が厳しく戒めた「縦の道徳」の注入にほかならない。歴史を逆流させるこうした動きが急を告げるなか、教職員および生徒の精神的自由権、個人の尊厳を守る価値を明快に擁護したところに、9・21判決の歴史的価値があると私は思う。

そして、こうした判決の真価を礎にしてこそ、〈信念も目的もなく、腹藏がありながら、機械的に毎朝、宣誓を復誦する市民の忠節は必ずしも賞賛すべ

きことではない。〉胸中になんかこの表明を人に強要することは、米国（民主主義）の長年の基盤であった寛容と理解という規範に反する。（1972年11月14日、連邦第2巡回区控訴裁判所判決）という成熟した個人主義と民主主義を日本に根付かせることができるのである。おかしいと思つたことには従わない、価値があると思つたことは果敢に実行する、異なる思考や体験と触れあい、動揺と自省を繰り返すなかで自立した個人が育まれていく——このような環境を整えることこそ、教育現場はもとより、市民社会が様々な可能性を秘めた児童・生徒に対して負う最高の責務であると思う。

この意味で、9・21東京地裁判決は10・23通達以降、都教委が進めてきた「教育」という名の反教育、個人の尊厳に対する冒流を厳しく断罪したものとイえる。

